

わが国における社会事業成立の

社会経済的背景（一）

森 正 夫

一の文化的社会的事象の歴史的發展のあとを辿るばあいに、これを夫々の段階の特定の性格から区分することは、困難な問題をふくむだらう。ここに取扱う本邦における社会事業成立の社会経済的背景のテーマについても、このことがまづ問題であろう。日本における近代的社會事業の發展といえば、明治以後の時期に属することはいうまでもないが、その發展の過程はしばしば三ないし四の時期に区分されているようである。いづれの意見においても、第一次大戦以後の日本

うに社会事業の成立を準備しつつあつたかをしらべようとするものである。鉗述の便宜として日清戦争から日露戦争頃までと、日露戦争以後との二つに分つことにする。この区分が果して当を得ているか否かは、本文の中で明にされるであろう。

第一部 日清戦争前後から日露戦争まで

一

の社会事業發展の上に、近代的性格が顕著にあらわれてきたとするのが、共通した見解とみとめられるようである。その意味では、第一次大戦以前の時代は、いわば日本における近代的社會事業成立の準備時期とも考えられる。本研究の本来の意図はこの發展のすべての過程をとり扱うことにあるが、

日清戦争前後から日露戦争にかけての時期はいわゆる日本における産業革命期ともいわれるが、この間にあっても一方における蓄積の増大と他方における恐慌とがおりなされて、大勢として資本主義の著しい發展となつて現われたことを見落してはならない。

本稿でとりあげるのは日清戦争頃から第一次大戦にいたるまでの時期であり、この間における社会経済的發展が、どのよ

うに社会事業の成立を準備しつつあつたかをしらべようとするものである。鉗述の便宜として日清戦争から日露戦争頃までと、日露戦争以後との二つに分つことにする。この区分が果して当を得ているか否かは、本文の中で明にされるであろう。

營の發展があらわれた。日清戰爭以後勃興してきた有力なもに製鉄・造船・鐵道事業を中心として、石炭鉱業・電気事業・銀行・金融制度などがあげられる。かかる部門における資本投資額の増加、会社設立数の増大、労働者数の激増の過程についての数字を掲げることは、本稿の性質からこれを省略する。産業資本の確立されたこの時期に、これと関連する諸制度も一応整備されたことは注意を要する。清國よりの賃金によつて明治三〇年金本位制が採用され、三二年に改正条約実施、治外法権撤去、商權の回復が行われた。国内的には明治二六年手形法及び会社法の施行、三二年商法全部の施行、取引所法の改正、三三年産業組合法の施行など、資本主義發展の基礎がつくられた。

見えはじめた。即ち年初以来輸入超過が増大し物価は三月まで騰貴をつづけた。かくて二回の金利引上げが行われ株式相場は低落した。この輸入超過の原因は、生絲及び線絲の輸出不振によるものであった。これはアメリカの経済事情に影響されたものであるが、更に北清事件の発生が決定的打撃を紡績業に与えたからである。北清事件の打撃はその他にも、北清を主要な販路とする商品、綿絲・マツチ・洋傘・鰯などにも打撃を与えた、七、八、九の三ヶ月にその輸出は著減した。かくて三三年下半期には破産する企業が多くあらわれた。この時期の恐慌の深刻さは、不渡手形の激増によつても察せられる。三三年における不渡手形発行件数及び金額は、前年に比すとき、件数及び人数において四倍強、金額において約三倍に及んでいる。

三三年一〇月頃から北清事件の影響はなくなつたが、一般的な不況と金融の逼迫はあらたまらず、ここに銀行恐慌があらわれた。三三年一二月二五日熊本の二銀行が支払停止においていられたのをきつかけに、久留米福岡の銀行に波及し、さらに三四四年二月には横浜東京方面に、四月には大阪にも及んだ。大阪では小銀行から中以上の銀行にも取扱がおこつた。

この銀行恐慌はさらに堺・京都にもひろがつた。この銀行動搖は四月にもつとも甚しく、五月にいたつて漸く鎮まつた。かかる銀行恐慌は、当時の銀行設立熱がさかんであったところから、極めて資力の乏しい小銀行が溢立されたことにもそ

の一の原因があつたようだ。

このような金融恐慌の根底には、もちろん一般商工業の不振があつたわけである。明治三四年のはじめから六月一三日までに、破産宣告をうけた件数を前年と比較すれば前年の三倍近くであり、とくに三・五月に甚しく、また地域的には大阪を中心とする地域が最もひどかつたようである。この恐慌による深刻な打撃も、豊作の影響などにより、下半期から漸くたちなおつたが、この恐慌の尾が日露戦争前後まで永く尾をひいたもののようである。

右に述べたような一般的経済情勢の推移を考慮にいれて、以下の考察を進めて行きたい。

II

右に述べたような恐慌と物価高の中にあって、一般庶民の生活は極めて困難なものであったと推測される。それについての一・二の指標は既にみた通りであるが、もう少しこの間の事情についてふれてみたい。ただ当時この方面的包括的な統計資料が欠けているところから、一二の断片的な資料によつて推察するより方法がないのは残念である。

まづ日清戦争中又はその後における物価騰貴があげられる。明治二〇年一月の一般物価の平均を一〇〇とすれば、二六年平均では指数一一五にすぎなかつたのに、二七年には二六、特に米価だけをとれば二〇年に比し一七七の高値を示

している。さらに二八年一三五、二九年一四五と毎年著しく物価騰貴をしていることがわかる。⁽⁸⁾ しかも既に述べたように二八年夏には風水害が甚しく、二九年六月には三陸地方の大海嘯という天災があったことから考えて、当時の一般庶民の困窮は相当深刻であったと考えられる。東京經濟雑誌は明治二六年より二八年にいたる間の、地方税の官損人員及び金額を示しているが、それに統いて「夫れ一戸を以て平均五人とすれば大約七十七万余人なり、この人員は則ち貧困なるが為に滞納処分を行う能はずして官損となすものなりとす、其貧困知るべきなり、其余に滞納処分を行ひ以て租税を徴収するもの年に十二万戸則ち六十万人程あるなり、故に前二者を合計すれば二十錢の租税を納むる能はざるもの年に百三四十万人ありと見て可なるべし、下等人民の事情亦憫むべきものにあらずや」と説いている。以て当時の一般大衆の困窮を知ることができること⁽¹¹⁾ ができる。

明治三〇年に入ると物価騰貴の勢が更に甚しくなったことは既にのべた。五月には物価は一六一、米価は二二三を示し、十月には物価一七三、上米一石一五円以上の高値をよんだことは既にのべた。物価は一月一七四、一二月一七二と下らず、三一年四月には終に一般物価一七九、上米石当り一六円一三錢と最高を示し、六月まで一般物価は一七〇台を割らず、七月以降漸く一六〇台に下った。かかる情勢の中で、一般労働者等の生活の窮迫はかなり深刻であったことは次の

ような文章からも察せられる。「細民一日の賃金大約三十五銭に過ぎず、而して一家五口として米二升を食すとすれば、単に米価だけにても三十銭を費やすべし、其残額僅に五銭に過ぎず、何を以て能く衣服その他の費用に供するを得んや」。⁽¹²⁾ しかし職工は同盟罷工で賃金増加を要求できるからまだよいとして、「下等官吏巡査、小学校員その他一定の俸給を受くるものの困難名状すべからざるものあり、去れば見よかし、近時新聞紙上に於て情死、殺人、自殺等の凶報日として掲げざるなきを……」⁽¹³⁾ 当時のかかる俸給生活者の生活水準や家計を示す統計の欠如していることは遺憾であるが、この文章によつてもその困難の一端は知りうる。

既にのべたように三〇～三一年にかけての恐慌はその後一時小康は得たものの、物価はそれほど下向せず、三二年八月まで常に一六〇台を維持し、三二年九月から再び上昇しはじめ一二月には一八九と著騰し三三年の恐慌に入ったわけである。この恐慌の間ににおける小商工業者の困難は、既に一二の指標によつてみた通りである。著しい物価騰貴の上に、戦後の増税はかなり大幅なものがあつたようで、この面からも一般庶民の窮迫が推察される。⁽¹⁴⁾ 既にみたように三四年の恐慌は五月頃にいたつて漸く鎮静したが、物価も三三年年初の頃に比べて既に若干下回つていた。つづく三五年も比較的物価は安定していたようである。⁽¹⁵⁾ かかる事情から考えると、明治三〇年から三四四年頃にかけ

て、労働問題・社会問題がやかましくとりあげられるにいたつたのは、自然の勢であつたと考えられる。この点については後にゆする。

III

この時期における急速な資本の蓄積が実は低賃金に基礎をおくものであつたこと、また既にみたような深刻な恐慌を経験したこと、このような事情からこの時代の労働条件が極めて厳しいものであり、労働者は失業不安と賃金切下げに悩まねばならなかつた。当時のいわゆる原生的労働関係の詳細な内容については、商工局の「職工事情」、横山源之助の「日本の下層社会」¹⁸が今日のわれわれに多くを知らせてくれることは偉いである。この中から若干の引例をしてみる。名目賃金が著しく低かつたことは、近代的大工業制をとつた紡績部門においても同様であつた。明治三〇年一〇月の職工日給賃金をみれば、「平野岸和田の両工場を除きて他に五銭以下の職工なく、而して大阪は十二銭以下の職工最も多く、浪草・天満織の二工場は十銭以下、平野・福島・明治・日本紡の四工場は十五銭以下、摺津・天満紡・巾・朝日・岸和田等・撻絲の諸工場は十七銭以下にして各工場通じて平均せる一定の賃銀を知ること難しと雖も、免に角も大阪府下にては十七銭以下の賃銀多きを見る」。¹⁹また精紡部女工にして最低四銭の日給も見られた。²⁰近代の大工業制をとらない工場では、こ

れ以上に低い賃金であつたようだ。例えば当時未だ零細企業の多かつたマツチ工場についてみれば、某工場では男子の平均日給一六・七銭、女子一〇・七銭という例もみられる。²¹平均賃金水準が低いばかりでなく、同一企業場内の職工賃金の、最高額と最低額との格差の大きかつたことも注目すべきである。明治三二年東京の二三の紡績工場についてみれば、男工の最低額は十銭、最高額は一円二銭であった。²²このように名目賃金が極めて低かつたばかりでなく、賃金支払形態として請負制、出来高払制、年季金の如き前近代的な形態が多くみられたこととも、労働者にとっては不利な労働条件であった。もつとも明治二〇年頃と比すれば、当時名目賃金は年と共に増加してはいたが、既にみたような三〇年前後の恐慌と物価騰貴の事情の中で、実質賃金は却て切り下げられていたというのが実情であろう。²³かかる低賃金の下では、労働者の生活が極めて窮屈したものであつたと思われる。「十七銭以下、十五銭以下、何れにせよこの賃銀高より食料八銭を除き、募集當時の前賃金を除かるれば残る所幾何もあらざるなり」。これは紡績女工についての記述であるが、多くの労働者の実情一般を示すものといえよう。

低賃金、長時間労働、これに加えて諸施設の劣悪さ、労務管理衛生対策の貧困とが、労働者の疾病災害率を極度に高からしめたことも、²⁴当時の労働条件の苛酷さの一面向である。このようなところからも当時労働問題が論議されるにいたつた

のは、当然と考えられる。

四

明治維新において近代的土地所有制の基礎がつくられなかつた我国では、農村に多くの零細農小作農を温存したわけだが、その後も農民の階層分化は進行した。明治中期頃までの包括的な農業統計は欠けているが、自作農の転落、小作農及び小作地の増加が一般的な傾向として認められる。²⁴⁾この時代の小作農はどれ位の収入を得ていたか。上田一反一畝二五歩の田地を小作するばあい、耕作者の手に残る潤益は一円三六銭五厘、之に藁代及び畦畔作物の収穫を加えても四円以上には出なかつたようである。²⁵⁾また福井県における小作地一反歩の收支比較表によれば、二円五三銭九厘の損失であり、裏作の小麦の収穫を加えても「損失を償うことを得ず、蓋し労力三十五人の賃銭（四円二十八銭一厘——筆者）はその報酬なりと知るべし」²⁶⁾という有様であった。当時の小作農の経営の苦しさは、販売米の少量であつたことからも察せられる。齊藤万吉が明治二年以来全国二八カ村について行つた調査によれば、地主の収入米中の販売割合は八九%、自作の産米總量に対する販売分は六三ないし四%であるに対し、小作農のそれは僅か一〇%前後にすぎない。明治三二年には年間僅か一・五石の米を販売しているにすぎない。²⁷⁾しかもこれは經營規模平均一・三町歩の小作についての数字であるから、こ

れ以下の零細規模の小作農については、遙にその経営が苦しめたと考えられる。田口晋吉は、明治三〇年東京駒場附近の農家について行つた調査で、米の販売者として米価騰貴を有利とするか又は困惑しないですむ最下限を、小作農ならば一町六反（但し二毛作または余業を要する）という推定をしている。その限度以下の農家は「米を売りて小遣となし、麦粟を食する」状態であつた。都市の貧民のみならず、かよう農村の零細農も輸入外米を食したらしく、明治二三年五月頃、米価騰貴と雨天続きにより貧民困窮し、「是等は南京米の粥を啜ることさへ出来ず、身に縄を纏ふて山野に出で『ヘビソ』と言へる草の根を混じ日に之を食ふて纏かにその飢を凌ぎ居る」と、朝野新聞が三重県下の農村の窮状をのべてゐる。²⁸⁾これは二三年の出来事ではあるが、明治三〇年頃の零細農の生活もかくやと思われる。

農業収入だけに依存することのできない小作農零細農は、問雇制的家内工業の家内手仕事に従事するか、或は林業漁業等の賃労働又はその他の賃労働に従事する。また極貧農の中には作男、農村賃労働者になつた者もある。

「此等ノ小農ハ、其ノ実純然タル農ニアラズシテ、悉ク他ノ事業ヲ兼ネ済セル兼業者タラザルナク、彼ノ所謂五反百姓ナリシモノ、凡テ、一二農業ニ頼リテ、其ノ生計ヲ營ミ得ザルコト亦、明ケジ。此等ノ小民ハ、実ニ雇役、運搬、或ハ樵、若クハ、商工ノ業ヲ兼ネテ、始メテ、其ノ一家五口

ヲ養ヒ得ルモノナリ。サレバ、此等ノ細民ハ、必シモ、農業ニ恋着セズ。苟モ、他ニ更ニ、利多キ業アラバ、直チニ、之ニ就カント欲スルモノナリ。⁽³⁰⁾ このようニ離村をなして、北海道、諸外国などへ赴く農民の数も決して少くなかったことが、一二の資料からも察せられる。

五

右に述べた工場労働者や食農の困窮もさることながら、資本主義の発展により残された諸々の職人、その他の肉体労働者や無職者などは貧窮の最下層を構成する。

かかる層の中では職人が比較的上に位する。當時未だ工場制工業の確立が十分でなかつたから、各種職人が極めて広汎に存在したわけだが、彼等の賃金はどれ位であつたか。明治二九年當時職人中最上の賃金は洋服仕立職の四八錢三厘、石工大工左官がこれについで三六、七錢より四〇錢ていど、綿打、紙漉の如きは二五錢以下である。これら職人の賃金も、この時代特に戦争後の産業勃興により労力の需要が増加したため、明治二〇年頃に比し、二七、八年頃には相当騰貴したが、白米小売相場と比較するとき却て相対的には低下を示している。⁽³¹⁾ この点から彼等の生活も當時相當窮迫したものであつたと察せられる。

かかる職人より下層にあるものに、人力車夫・日雇・土方芸人などがあり、これらは多く貧民窟の住人であつたよう

だ。⁽³²⁾ 彼等の一日の「儲け高となる處は多きも二三十錢を昇らす寡きは一日僅か五六錢の手間賃にて就業する位なれば、奚でか一人たりとも新らしき賓客を請じて是に餉俎するの余裕あるべき」という有様であつた。彼等のうち最下層の一日常均一日四錢八厘余の賃銀を得るのみなり、而してその生計費に要する所を精査すれば、飯米四合（一升七錢の南京米）二・八錢、薪〇・三錢、飲料水（手桶八目分）〇・二錢、屋賃日掛一・五錢、菜〇・三錢、地蔵祭の積金〇・二錢合計五・三錢、以上は彼等が僅に是雨露を避けて一生を繋し為めのみの費用なり、是れ無ければ一日を過すこと出来ぬ費用なり、然るに前の所得賃銀四錢八厘に比べればなお、五厘ほど軽過したり、嗟此五厘は生處なし、夫れ之を如何せん……（中略）……斯かる長時間もを次かず牛馬の如く働けとも所得は所費を償ふに足らず此差を責めても償はせんと吾等は常に苦心しつつ、南京米の代りに如何はしき残飯を買ひ、飲料水の代りに内井戸なる無代価の濁水をば用⁽³³⁾ いっている。そのためコレラ等の悪疫にも侵されるという態であつた。まさに貧窮の最下限を示している。しかもかかる貧民の状態は東京・大阪の如き大都会に限られたものではなく、全国各地にみられる実情であつたことは、明治三一年の春、内務大臣の命により各府県知事に、管内細民の生計状況を調査させた報告によつても察知することができる。この調査は当時の恐慌と物価

騰貴の声の中で企てられたものであるが、この調査報告の官報に掲げられたもの二二県に及んでいる。これによつて貧民の率を知ることができる。「以上数県中細民の戸数を示せしものは広島・長野の二県にして、広島は二八万五六三六戸

中、細民の戸数六〇八三戸、即千戸に付二一戸、長野は二三万戸中一万六千余戸、即千戸に付六九戸と報ぜり」、また総人口と貧民との割合は人口千に付、兵庫県では八六・三人、広島一一・三人、宮城県九八・五人、長野県六四・七人であるとしている。さらに都市についてみれば窮民の数は更に多く、人口千人中窮民の数は、神戸市一四八・九、広島四・一、仙台九六・四、姫路九七・二、尾道一・七である。これによつてみれば「広島を除き人口百分の八九は困窮に陥りしものの如し」。ただ広島の調査は頗る嚴重な調査であつたが故に、その数が比較的少くなつたようである。⁽³⁵⁾以上によつて、当時細民と称されるものが極度に貧困な生活を営んでおり、しかも相当の数に上つてゐたことを知るわけである。

六

落は年に甚しく今やその極点に達せり、嗚呼黒き潮流はこんこんとして流がる。誰か我国に社会問題なしといふぞ⁽³⁷⁾。社会問題がやかましくなるにつれて、社会政策思想が擡頭し、社会事業施策も現わされてくる。

社会思想や社会運動について簡単にふれてみる。明治初期以来一般的欧化主義と並んで、社会主義思想も現われた。徳富蘇峰等の先達によつて日清戦争遙か以前から社会主義思想が紹介されていたが、日清戦争前夜には、社会問題研究会（二五年一月）が、また二九年には社会政策学会が創立された。特に後者は工場法の制定その他をおしすすめた陰の力として、永い間大きな役割を果した。かかる事情を反映して出版物も多く現われた。從来から「国民新聞」「国民之友」「六合雑誌」などの新聞雑誌が労働運動や社会主義に理解ある立場を示していたが、その他に明治三〇年一二月に労働組合期成会が我国最初の労働雑誌「労働世界」を発刊し、その後この種の「大阪週報」（三二年）なども現われた。一般的なものとして「社会」（三二年）「平民新聞」（三六年）なども現われたが、かかる傾向は日露戦争中及びその後にかけて更に拍車をかけられることになる。⁽³⁸⁾

以上各方面から考察した一般大衆の窮乏化の中から、これを打開せんとする種々の社会思想、社会運動がほうはいとして起つてくる。「特に日清戦後以来、機械工業の勃興によりて、労働問題をひき起し、物価暴騰は貧民問題を喚起し、漸次、欧米の社会問題に接近せんとす、加うるに政治社会の堕

動が始まつたことは衆知のことである。しかしここでは労働運動じたいについて述べることは避けたい。

当時の農民運動小作人組合の動きについては、既にみたような小作農の窮状から、小作料引上、小作地競争の防止を目的として、小作人組合が明治二〇年頃から各地に現われている。殊に明治三四年頃から小作問題がやかましくなつた。就中三〇年秋には米の不作で、北陸地方に特に虫害甚しく米価も石一六円に騰貴し、長野伊那地方・新潟・魚津などでは、漁民や窮民が蜂起し米店に廉売を要求するなど米騒動的事件が起つた。⁽³⁹⁾ 同時に各地に小作料引下、小作地返還を要求する小作争議が頻発し、また小作人組合が各地に組織された。また明治三二年には小作条例期成同盟会が設立され、各地に小作人と地主の衝突がみられ、小作米軽減運動を起すに際して、同会から委員を送るなどの動きも見られた。またこれらとは別に明治二六年頃に端を発し、三四、五年に最高潮に達した足尾鉱毒事件も、農民運動として特異な役割をもつていった。⁽⁴⁰⁾かかる農民運動の動きは当時の初期的な労働運動によつて刺戟をうけた点が少くないといられるが、小作人運動が更に継続的一般的なものになるのは、明治四〇年以降に属するようである。

社会思想の普及とならんで、社会事業に関する図書やパンフレット類も多く発行されるに至つた。明治二七年大阪の慈善新報社において、慈善新聞の元祖といわれる「慈善新報」

を毎月三回発行し、斯業の発達と普及に先鞭をつけた。二八年三月布川静淵によつて社会学会が創立され、三四年には「社会雑誌」を創刊した。また留岡幸助の「慈善問題」(三〇年)「感化事業の発達」(三〇年)、小河滋次郎「未成年犯罪者の中遇」(三六年)も後に発行された。その他ホブソン「貧民問題」(三〇年)、パレト「感化事業」(三五年)の翻訳も世に出た。さらに三二、三年頃内務省地方局の窪田静太郎のほか、内務省在勤の有志が中心となり、監獄の教誨師、出護人保護事業の実際家達も加わつて、貧民研究会(後に庚子会)を組織し、学術上の研究や実地調査を行つた。この研究会は内務省の当路者が中心になつていただけに、後に述べる中央慈善協会の創立や社会事業関係立法の制定を、促進するのに大きな役割を果したようである。⁽⁴¹⁾

次にこの時期の私的社会事業について述べる。この時期の私的社会事業としては、キリスト教徒による人道主義的慈善事業活動が活潑に行われたことが大きな特色である。所謂セツツルメント運動は既に明治二四年岡山市ではじめられていて、明治三〇年には片山潜によつて東京神田にキングスレー・ホールが創立され労働者教育にあつた。また二八年には救世軍が渡来して活動をはじめた。社会事業施設については、明治一〇年三四、二〇年九六、三〇年二〇二、四〇年四五二という勢で増加しており、このように三〇年前後を転機として著しい増加を示している。が事業の種類としては児童

保護が主であり、施薬施療事業、出獄人保護事業等の慈惠救済が多く、キリスト教宣教師等の經營になるもののが多かつたようである。また明治三四年には大日本佛教慈善会財團が設立された。更にこの時期の著しい出来事として、漸く増加して来た民間慈善救済団体の活動が、組織化される傾向が現われはじめたことがあげられる。社会事業団体の組織化を夙に唱えたのは留岡幸助であるが、三〇年代の初に大阪府下には一三の慈善団体があり、それらはただに連絡がなかつたばかりでなく、「其弊や嫉視反目競争の跡なしとせず」という状態であったが、⁽⁴²⁾三四四年四月第一回懇話会を開き、翌三五年慈善団体同盟会と改称した。三六年には全国慈善大会も開催される運びになつたことは、社会事業近代化の緒として注意すべきである。

次にこの時期の公的・社会事業及び之と関連ある立法措置にいかなるものがあるか。明治三〇年以前には公的・社会事業としては殆んど見るべきものが見当らない。しかし三〇年前後の社会情勢の変化を反映して、公的・社会事業も漸く活潑に行われるようになつた。また当時社会事業に大なる抱負と熱意を示した板垣退助が明治二九年以来、西郷従道が三十三年に内務大臣の職にあつたこともこのために与つて力があつたと思われる。明治三〇年の帝国議会に大竹貫一等によつて恤教法案及び救貧税法案が提出された。前者は、さきに明治二三年政府法案として提出された救貧法案と同じく義務救助主義

に立脚するものであり、後者は目的課税主義に立つイギリスのそれにならつたものであつたが、いづれも審議未了に終つてしまつた。⁽⁴³⁾しかし翌三一年の内務省官制に内務大臣の権限を規定した中に「賑恤及び救濟に関する事務」の文字が見られ、地方局の所管事務の中にも同じ字句が見えている。かかる内務大臣の権限指示により、各府県における貧民の状況調査が明治三二年に行われたことは既に触れた。三三年には地方局府県課に救済事業の嘱託二、三名をおき、感化救済の事務を取扱わせるようになつた。また同年パリーに公私社会事業国際会議が開かれた際、政府委員として井上友一が出席したが、これは我国の社会事業が国際的関連をもつて至つたはじめといわれる。⁽⁴⁴⁾

人口一〇万に対し新に救助をうけた者の数をみれば、明治二七年九、二八年七、二九年七、三〇年八、三一年一三、三二年六、三三年六、三四四年五とあるをみて、特に恐慌と物価高の深刻であつた、明治三三、四年に全然増加していないことがわかる。⁽⁴⁶⁾これは恤救規則の性格から当然考えられることで、「健康的窮貧者は全く之を度外に置けり、而して窮民に向ては国の恩典として一定の救助を為すと雖も窮民の進てその救助を求むるの権利を認めず」⁽⁴⁷⁾という性質によるものであつた。そして先にも述べたように我国においては、保護請求権の考えは終に現われず、第二次大戦以後になつて漸く認められるにいたるという経過を辿るのである。⁽⁴⁸⁾

国費による救護のほかに、地方団体の行う救貧行政があげられる。地方費救助行政は先の救貧法案が審議未了となつて以来、政府はこれを全く地方団体の任意事務に委任した。しかも地方によつては教育費という費目を設ける所もあり、設けない市町村もまた多数あつた。その対象としても、国費受給者に対し補充的に与えられものもあり、また国費受給者たた。従つてその対象人員もそれほど多くなく、予算の額でも国庫救助費に比し遙かに少いものにすぎなかつた。⁽⁴⁹⁾

窮民救助の大宗たる公的扶助については如上の状態であったが、これに関連する諸制度については、明治三〇年前後に

比較的多くの新方策や立法措置がとられるにいたつたことは注意すべきである。まず罹災救助基金制度があげられる。これは明治一三年改正の備荒儲蓄法に基き、明治三二年新に制定されたものであり、制定後毎年の支出は一〇カ年を平均して一年九七万円を費している。また同年行旅病人及び行旅死亡人取扱法の改正、水難救護法の制定など特殊救護立法が整備された。これらはある意味で当時の困難な社会情勢を反映しているものといえよう。翌三年には娼妓取締規則、精神病者監護法、感化法が相次いで創定された。娼妓取締規則は、その年に起つた一事件を契機として、また救世軍等の運動により當時漸く喧しくなつた世論を背景として制定されたものである。公娼制等そのものを打破することは出来なかつたとしても、娼妓の自由廃業するものを続出させる機縁をつくつた功はみとめられよう。刑余者の保護事業、感化事業も比較的早くより行われていたが、前者は明治三〇年英照皇太后の崩御を機縁としてやや活潑な動きをみせてきた。また感化事業も三〇年頃から感化院の新に設立されるものが現われ、政府もまた乞食遊蕩の不良少年増加の傾向に鑑み、感化法を制定するにいたり、この事業も漸く軌道にのることになら。

このようにみれば、当時社会問題が漸く一般によつて論ぜられるにいたつた情勢の中から、社会事業或立の芽が漸く伸びつづつあつたことが認められる。窮民救助の根本たる公的扶

助は極めて不十分であるが、これに関連する諸施策は漸く活潑となり、また私的社會事業も、從來の慈善事業の域から、組織化された近代的社會事業へ脱皮する緒を見出したことを知る所以である。しかしこれが一層整備されるには次の時代にまたねばならない。

註

(1) 明治大正の社會事業發展過程の区分としては、一、明治三十年以前、二、三十年頃から大正五年頃まで、三、大正六年以後の三の時期に分つ考え方と、一、明治前期、二、日清戰争以後、三、日露戰争以後、四、第一次大戰以後の四に区分する考え方とが一般的の説のようである。（山口正「社會事業史」昭和十三年、一四九……五三頁）

(2) 大島清「日本恐慌史論」上巻（昭和二七年）一三三頁、桜井、大島、加藤、大内共著「日本における資本主義の発達」上巻（昭和二六年）四五—四八頁。

(3) (4) 紡織業の集中については、大島前掲書、一八六一八八頁、二六七一八頁。桜井他三氏前掲書、五四一六頁。

(5) 「一九八八年（一八九八年一筆者）一月から八月の間に、減資解散あるいは失効になつた銀行会社は一一八社、その資本金額は三、八

五五万余円におよび、同期間に払込をおこなつた会社数、資本金額より多きにおよんで……」（大島前掲書一八九頁）

(6) 大島前掲書、二一九頁。「東京經濟雑誌」第四二巻（明治三十三年後半期）九三、五四三、一二六八頁。

(7) 發產宣件數

年 次	月	東洋經濟新報199号（大島前掲書236頁より）					計
		1月	2月	3月	4月	5月	
1901(明 34)年	12	20	44	42	36	11	165
1900(明 33)年	3	5	6	14	8	19	55

(8) 「恐慌のめぐらぬ激しかった大阪や、一九〇一年一月から五月末までに營業税を收めていたもので廢業届をだしたもののは、一〇七人におよび、もともと多数をしめる物販売業のうち、多数をしめるものは木綿、メリヤス、洋反物、石炭、硝子、白米、木材および棉花商であつた。」なお物品販賣業五九九に次ぐのは、製造業一四五、周旋業八一、仲買業四七などとなつてゐる。（東京經濟雜誌第四三巻一二七一頁。明治三四年六月一五日号）明治二〇年一月の平均物価を一〇〇とした数字をあげると、

明治26年	115
27	126
28	135
29	145
30年	146
	147
	152
	161
	161
	159
	159
	160
	163
	173
	174
	172
	161
	170
	177
	176
	179
	177
	177
	171
	168
	166
	166
	167
	165
	158
31年	170
1月	2月
2月	3月
3月	4月
4月	5月
5月	6月
6月	7月
7月	8月
8月	9月
9月	10月
10月	11月
11月	12月
12月	平均
30年	1月
31年	2月
3月	4月
4月	5月
5月	6月
6月	7月
7月	8月
8月	9月
9月	10月
10月	11月
11月	12月
12月	平均

(12)

(11)

(10)

(9)

号。東京經濟雜誌第三六卷九四四一五頁 明治三〇年一〇月三日

年	度	官損人員	同	金額
明治二十六年度		一七一、四三一人	三八、九五九四人	
同 二七年度		二〇五、九五八人	四四、七八一四人	
同 二八年度		一五五、四六九人	三一、七一〇四人	
この後で「地方議会は地主會議なれば地租を軽くして戸数割を重くするが為に、細民の困難斯くの如くに至るなり」としている。				
(東京經濟雜誌、第三八卷五八一九頁)				

「明治二十九年における海嘯は三陸地方の東海岸の全長殆んど百里の距離に亘り、流失又は全壊したる建物は九千三百余、死者約二万二千人に達し、豊作物も殆んど全滅したが、當時三十年來の天災により捕獲して得た鰯は再び海に戻り、其の損害だけでも百円を算定した」という（現代日本文明史、第九卷「農村史」小野武夫、五四八頁）

貢以て重税ならずや」とある。(東京經濟雑誌第四二卷七五二)

地所税	明治二、六年度の決算額と三、三年度の予算額とを比較し、その間の国税並に官業及び官有財産収入の増加をみれば、次の如くである。	
	三、三年度	二、六年度
租税	比較增加	
四百三十五円	八千九百四〇円	
五百〇七円	一、一〇八、七五三円	
五百〇七円	三、九七六、六五三円	

東坡全集卷第十三

治32年	1月	160
	2月	164
	3月	168
	4月	167
	5月	167
	6月	164
	7月	165
	8月	166
	9月	173
	10月	181
	11月	186
	12月	189
32年平均		170
33年	1月	190
	2月	192
	3月	191
	4月	185
	5月	179
	6月	175
	7月	179
	8月	180
	9月	180
	10月	180
	11月	181
	12月	181
33年平均		182
34年	1月	182
	2月	179
	3月	176
	4月	172
	5月	171
	6月	171
	7月	172
	8月	174
	9月	176
	10月	177
	11月	174

(14) 東京經濟雑誌第四二巻、明治三三年一〇月六日号は「地主と細民の近状」として、小作人、職人、地方在職の下級官吏の窮状をのべてある。その中小作人の実情は註二五に掲げた。「大工左官其他の職人に至つては都鄙の区別なく、物価騰貴すれば其割合に賃残を引上るを以て、前者の如く（小作人のこと一筆者）著しく困難を感じるものあらずと雖ども、是又目下の經濟界に於ては何事も控へ目になすの折柄なれば、思はしき仕事もなく空しく遊び暮す日もあれば、随て収入も薄く所謂俗にいう食つたり食はなんだりの有様なるもの又少からず」。また「地方在職の下級官吏は：地方に於ては官尊民卑の習猶未だ脱却せず、官吏ときへ云へば巡查も雇員も相当に外見を飾らざるを得ざるの有様なれば、少許の収入を以て諸般の費用を支弁せんことは仲々困難のことなれば、彼等が窮状都鄙又大差なかるべし」。（七五〇—一頁）明治三三年一〇月の相場を一〇〇として算出した累年平均物価は次の如くである。

明治三三年	九九・五七	九九・五七	九五・七四	九六・四五	一〇二・五六	一〇二・五六	三五年	三四年	明治三三年

（東京經濟雑誌、第五三巻、二三頁より）

横山源之助「日本の下層社会」（明治三一年）岩波文庫版、一六九一七〇頁。

横山、前掲書、「六八頁、平野紡績会社の日給賃錢の項に見ゆ。

農商務省商工局「職工事情」（明治三六年）第二卷一四一—一三頁

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）

（64）

（65）

（66）

（67）

（68）

（69）

（70）

（71）

（72）

（73）

（74）

（75）

（76）

（77）

（78）

（79）

（80）

（81）

（82）

（83）

（84）

（85）

（86）

（87）

（88）

（89）

（90）

（91）

（92）

（93）

（94）

（95）

（96）

（97）

（98）

（99）

（100）

（101）

（102）

（103）

（104）

（105）

（106）

（107）

（108）

（109）

（110）

（111）

（112）

（113）

（114）

（115）

（116）

（117）

（118）

（119）

（120）

（121）

（122）

（123）

（124）

（125）

（126）

（127）

（128）

（129）

（130）

（131）

（132）

（133）

（134）

（135）

（136）

（137）

（138）

（139）

（140）

（141）

（142）

（143）

（144）

（145）

（146）

（147）

（148）

（149）

（150）

（151）

（152）

（153）

（154）

（155）

（156）

（157）

（158）

（159）

（160）

（161）

（162）

（163）

（164）

（165）

（166）

（167）

（168）

（169）

（170）

（171）

（172）

（173）

（174）

（175）

（176）

（177）

（178）

（179）

（180）

（181）

（182）

（183）

（184）

（185）

（186）

（187）

（188）

（189）

（190）

（191）

（192）

（193）

（194）

（195）

（196）

（197）

（198）

（199）

（200）

（201）

（202）

（203）

（204）

（205）

（206）

（207）

（208）

（209）

（210）

（211）

（212）

（213）

（214）

（215）

（216）

（217）

（218）

（219）

（220）

（221）

（222）

（223）

（224）

（225）

（226）

（227）

（228）

（229）

（230）

（231）

（232）

（233）

（234）

（235）

（236）

（237）

（238）

（239）

（240）

（241）

（242）

（243）

（244）

（245）

（246）

（247）

（248）

（249）

（250）

（251）

（252）

（253）

（254）

（255）

（256）

（257）

（258）

（259）

（260）

（261）

（262）

（263）

（264）

（265）

（266）

（267）

（268）

（269）

（270）

（271）

（272）

（273）

（274）

（275）

（276）

（277）

（278）

（279）

（280）

（281）

（282）

（283）

（284）

（285）

（286）

（287）

（288）

（289）

（290）

（291）

（292）

（293）

（294）

（295）

（296）

（297）

（298）

（299）

（300）

（301）

（302）

（303）

（304）

（305）

（306）

（307）

（308）

（309）

（310）

（311）

（312）

（313）

（314）

（315）

（316）

（317）

（318）

（319）

（320）

（321）

（322）

（323）

（324）

（325）

（326）

（327）

（328）

（329）

（330）

（331）

（332）

（333）

（334）

（335）

（336）

（337）

（338）

（339）

（340）

（341）

（342）

（343）

（344）

（345）

（346）

（347）

（348）

（349）

（350）

（351）

（352）

（353）

（354）

（355）

（356）

（357）

（358）

（359）

（360）

（361）

（362）

（363）

（364）

（365）

（366）

（367）

（368）

（369）

（370）

（371）

（372）

（373）

（374）

（375）

（376）

（377）

（378）

（379）

（380）

（381）

（382）

（383）

（384）

（385）

（386）

（387）

（388）

（389）

（390）

（391）

（392）

（393）

（394）

（395）

（396）

（397）

（398）

（399）

（400）

（401）

（402）

（403）

（404）

（405）

（406）

（407）

（408）

（409）

（410）

（411）

（412）

（413）

（414）

（415）

（416）

（417）

（418）

（419）

（420）

（421）

（422）

（423）

（424）

（425）

（426）

（427）

（428）

（429）

（430）

（431）

（432）

（433）

（434）

（435）

（436）

（437）

（438）

（439）

（440）

（441）

（442）

（443）

（444）

（445）

（446）

（447）

（448）

（449）

（450）

（451）

（452）

（453）

（454）

（455）

（456）

（457）

（458）

（459）

（460）

（461）

（462）

（463）

（464）

（465）

（466）

（467）

（468）

（469）

（470）

（471）

（472）

（473）

（474）

（475）

（476）

（477）

（478）

（479）

（480）

（481）

（482）

（483）

（484）

（485）

（486）

（487）

（488）

（489）

（490）

（491）

（492）

（493）

（494）

（495）

（496）

（497）

（498）

（499）

（500）

（501）

（502）

（503）

（504）

（505）

（506）

（507）

（508）

（509）

（510）

（511）

（512）

（513）

（514）

（515）

（516）

（517）

（518）

（519）

（520）

（521）

（522）

（523）

（524）

（525）

（526）

（527）

（528）

（529）

（530）

（531）

（532）

（533）

（534）

（535）

（536）

（537）

（538）

（539）

（540）

（541）

（542）

（543）

（544）

（545）

（546）

（547）

（548）

（549）

（550）

（551）

（552）

（553）

（554）

（555）

（556）

（557）

（558）

（559）

（560）

（561）

（562）

（563）

（564）

（565）

（566）

（567）

（568）

（569）

（570）

（571）

（572）

（573）

（574）

（575）

（576）

（577）

（578）

（579）

（580）

（581）

（582）

（583）

（584）

（585）

（586）

（587）

（588）

（589）

（590）

（591）

（592）

（593）

（594）

（595）

（596）

（597）

（598）

（599）

（600）

（601）

（602）

（603）

（604）

（605）

（606）

（607）

（608）

（609）

（610）

（611）

（612）

（613）

（614）

（615）

（616）

（617）

（618）

（619）

（620）

（621）

（622）

（623）

（624）

（625）

（626）

（627）

（628）

（629）

（630）

（631）

（632）

（633）

（634）

（635）

（636）

（637）

（638）

（639）

（640）

（641）

（642）

（643）

（644）

（645）

（646）

（647）

（648）

（649）

（650）

（651）

（652）

（653）

（654）

（655）

（656）

（657）

（658）

（659）

（660）

（661）

（662）

（663）

（664）

（665）

（666）

（667）

（668）

（669）

（670）

（671）

（672）

（673）

（674）

（675）

（676）

（677）

（678）

（679）

（680）

（681）

（682）

（683）

（684）

（685）

（686）

（687）

（688）

（689）

（690）

（691）

（692）

（693）

（694）

（695）

（696）

（697）

（698）

（699）

（700）

（701）

（702）

（703）

（704）

（705）

（706）

（707）

（708）

（709）

（710）

（711）

（712）

（713）

（714）

（715）

（716）

（717）

（718）

（719）

（720）

（721）

（722）

（723）

（724）

（725）

（726）

（727）

（728）

（729）

（730）

（731）

（732）

（733）

（734）

（735）

（736）

（737）

（738）

（739）

（740）

（741）

（742）

（743）

（744）

（745）

（746）

（747）

（748）

（749）

（750）

（751）

（752）

（753）

（754）

（755）

（756）

（757）

（758）

（759）

（760）

（761）

（762）

（763）

（764）

（765）

（766）

（767）

（768）

（769）

（770）

（771）

（772）

（773）

（774）

（775）

（776）

（777）

（778）

（779）

（780）

（781）

（782）

（783）

（784）

（785）

（786）

（787）

（788）

（789）

（790）

（791）

（792）

（793）

（794）

（795）

（796）

（797）

（798）

（799）

（800）

（801）

（802）

（803）

（804）

（805）

（806）

（807）

（808）

（809）

（810）

（811）

（812）

（813）

（814）

（815）

（816）

（817）

（818）

（819）

（820）

（821）

（822）

（823）

（824）

（825）

（826）

（827）

（828）

（829）

（830）

（831）

（832）

（833）

（834）

（835）

（836）

（837）

（838）

（839）

（840）

（841）

（842）

（843）

（844）

（845）

（846）

（847）

（848）

（849）

（850）

（851）

（852）

（853）

（854）

（855）

（856）

（857）

（858）

（859）

（860）

（861）

（862）

（863）

（864）

（865）

（866）

（867）

（868）

（869）

（870）

（871）

（872）

（873）

（874）

（875）

（876）

（877）

（878）

（879）

（880）

（881）

（882）

（883）

（884）

（885）

（886）

（887）

（888）

（889）

（890）

（891）

（892）

（893）

（894）

（895）

（896）

（897）

（898）

（899）

（900）

（901）

（902）

（903）

（904）

（905）

（906）

（907）

（908）

（909）

（910）

（911）

（912）

（913）

（914）

（915）

（916）

（917）

（918）

（919）

（920）

（921）

（922）

（923）

（924）

（925）

（926）

（927）

（928）

（929）

（930）

（931）

（932）

（933）

（934）

（935）

（936）

（937）

（938）

（939）

（940）

（941）

（942）

（943）

（944）

（945）

（946）

（947）

（948）

（949）

（950）

（951）

（952）

（953）

（954）

（955）

（956）

（957）

（958）

（959）

（960）

（961）

（962）

（963）

（964）

（965）

（966）

（967）

（968）

（969）

（970）

（971）

（972）

（973）

（974）

（975）

（976）

（977）

（978）

（979）

（980）

（981）

（982）

（983）

（984）

（985）

（986）

（987）

（988）

（989）

（990）

（991）

（992）

（993）

（994）

（995）

（996）

（997）

（998）

（999）

（1000）

経営耕地広狭農家戸数の変化

	8反未満 1町5反	8反～ 1町5反	1町5反 以上	計
明治21年	100	100	100	100 (4291千戸)
〃 41年	121	84	106	105 (4468千戸)

山田盛太郎『農地改革の歴史的意義』148～9頁
 (『日本農業発達史』第4卷94頁より)

	5反～ 1町	1～ 2町	2～ 3町	3町 以上	計
明治32年	39.8%	40.5%	13.7%	6.0%	100.0%
〃 37	39.4	39.5	14.1	7.0	100.0
〃 42	39.7	40.2	13.6	6.5	100.0
大正3年	40.2	40.2	12.7	6.8	100.0
〃 5年	40.2	40.3	12.7	6.8	100.0

全国73ヶ村の平均1ヶ村
当り。

(『日本農業発達史』第4卷95頁より)

(26)

(25)

またこのほか、「日本農業発達史」第四巻には、一八九九年から一九一六年の間一八ヶ村について、自作農の移動と他階層から自作農への移動を示す表が示されている。これによれば、自作農から小作農へ六八・九%、農業外の職業へ一五・〇%、無資産階級へ七・七%で、地主へ八・四%は極めて少い。他方小作農から自作農へ移動するものも七八・五%と多い点も注意すべきであろう。
 横山源之助、前掲書、二四九～五一頁。
 またこのほか東京經濟雑誌は、父母夫妻子供二人計六人家族で、七反小作の上毛地方一農家の、明治三三年における収入、支出を示している。収穫は一反歩に付米ニ石、麦一石五斗、小作料は一反歩に付米一石一斗、食料として一家六人、米三分麦七分の割にて一日平均三升、残りの分米三石〇一五、麦ニ石八三五が収入となる。これを三三年一月一八月の相場で売払って米三四四円四錢、麦一二円六一錢五厘計四六円一錢九厘が、この小作農の収入。他方支出は、宅地借料及家賃一八円、肥料代一四円、地方税及村費八十錢、農具買入及修繕費二円、薪炭代九円、石油燈代二円四十錢、其他雜費四十一錢九厘、計四六円一錢九厘、差引残なし、といふ数があげられている(同誌第四二巻、明治三三年一〇月六日号)。もつて当時の小作農の生活程度一般を知ることができよう。

横山、前掲書二五二頁

(31) (30) (29) (28)

(27)

地主、自作、小作別の販売米

出稼移民数
(第十一、第十二統計年鑑による
出稼移民数のみ。したがつて
出稼漁民などを含まぬ)
五頁より)

「日本農業発達史」第四巻(昭和二九年)五三一四頁
「日本農業発達史」第四巻五四頁より。
横井時敬「我農業ノ基礎復タ撼搖セントス」太陽、明治三〇年三
卷二号、(平野義太郎「日本資本主義社会の機構」昭和九年、八

		1890年 (明治 23年)	1899年 (32年)	1908年 (41年)	1911年 (44年)	1912年 (大正 1年)
地 主	小作米	130石	139	154	140	153
	自作収穫米	21石	20	18	20	15
	販売分	134石	141	154	141	150
	収入米に対する販売比率	89%	89	89	89	89
	所有規模	16.7町	18.1	19.3	19.3	19.4
自 作	産米総量	27石	28	29	30	29
	販売分	17石	18	18	18	18
	産米総量に対する販売分の比率	63%	64	62	60	62
	所有規模	1.9町	1.9	1.9	2.0	2.0
小 作	産米総量	18石	18	21	23	22
	小作米	9.7石	9.9	10.2	11.3	11.3
	販売分	2.1石	1.5	3.7	4.5	3.5
	産米総量に対する販売分の比率	11%	8	18	20	16
	経営規模	1.2町	1.3	1.3	1.5	1.4

備考 農商務省農務局『農家経済調査』(大正一三年)附録三〇一四〇頁より作成、本調査は斎藤万吉氏の調査にかつる。

(日本農業発達史第四巻、五二頁より)

北海道移住者数
石川、富山、福井、青森、香川、徳島(明治二十五年、千人以上
などの諸県を筆頭として左表にみるととき北海道米住者を
算した(第十二統計年鑑による))

明治十九年	同二十年	同二十一年	同二十一年	同二十一年	同二十一年	同二十一年
一、三八	二、九一	三、九一	四、九一	五、三六	六、七四	六、七四

明治十七年	同十八年	同二十年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
四、五	一〇、三	二、六	三、二	一、五	四、二
五、六	一一、四	三、七	四、一	二、六	五、三
六、七	一二、五	五、八	六、九	三、十	四、十一
七、八	一三、一	六、九	七、一	四、一	五、二

(32)

(右表はいづれも平野義太郎、前掲書、八七頁より)
また当時富山県地方より北海道に赴きし出稼移民の有様について
は横山、前掲書二六八頁以下に記載あり。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

(39) 東京經濟雑誌第三六卷九四四頁(明治三十三年一〇月二三日号)、日本社會事業大年表(昭和一一年)一八一一二頁。

(40) 日本農業發達史第四卷九九一—〇〇頁
山口正「日本社會事業史」(昭和一三年)一二八頁
山口、前掲書、一二九一三〇頁
山崎巖「救貧法要義」(昭和六年)二六一三七頁
山口、前掲書、一二九頁
山口、前掲書、一二九頁

井上友一「救濟制度要義」(明治四二年)によれば、明治二五年以降一五ヶ年間に恤教規則により國から救助を受けた窮民の数及び人口一〇万に付新に救助を受けた人員は次の通りである。

年 次 人 員 人口十万に付新に救助を受ける人員

明治二五年 一八、五四五人

二六年

二七年

二八年

二九年

三〇年

三一年

三二年

三三年

三四年

三五年

三六年

(同書一八六一八頁)

井上、前掲書、一八六頁

小川政亮「我國保護請求權史論素描」社會政策學會編「賃銀・生計費・生活保障」(昭和二八年)

井上、前掲書、一八六一八頁
なお同書によれば、「最近の」(明治四二年—筆者註)、地方統計

(41)

井上、前掲書、一七四頁

(本研究は昭和三十一年度文部省 科学研究助成補助金による研究の一部である)

によれば、恤教規則の受教者に府県費より補給せるもの三〇八人、恤教規則の受教者に市町村費より補給せるもの一、二一五人、恤教規則外に於て府県費より救助を受くるもの六、二人、恤教規則外に於て市町村費より救助を受くるもの七、九三七人、合計一万四百人にすぎず」とある。

またその為の予算は、明治三十年度において、国庫救助費一七三円、二七三円、府県救助費七〇、六〇四円、市町村救助費七五、一四一円、三四年度においては国庫救助費一七九、三五九円、府県救助費七〇、〇〇〇円、市町村救助費九七、五五五円となつている。(同書一八八一九頁)